

## 利用者（移住・定住希望者）に関する QA

Q 1：空き家・空き地バンク（以下「バンク」）への利用者登録は必要ですか？

A：登録は必要ありません。

Q 2：直接交渉したいので、所有者を教えて欲しいのですが？

A：本町のバンク制度は、協力業者による媒介契約のみとしていますので、直接交渉はできません。空き家・空き地の詳細、内覧(見学)等を希望するときは、担当協力業者にお問い合わせをお願いします。

Q 3：気に入った空き家物件にはすぐ住めますか？

A：家財の撤去や補修などが必要な建物もあります。それぞれの物件で条件が異なりますので、担当協力業者にご確認ください。

Q 4：所有者との交渉に、町が仲介してくれますか？

A：町が仲介に関わることは宅地建物取引業法に違反することから、町は仲介に係わりません。価格等の交渉や契約は、担当協力業者が所有者と利用者を仲介する形で行うこととなります。

Q 5：売買等契約が成立したとき、担当協力業者への手数料などはどうなりますか？

A：媒介契約書内に記載があると思いますが、利用者が法定の手数料（報酬）を担当協力業者へお支払いすることとなります。